

京 都 大 学 医 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第24条 4年以上在学して、コース区分(先端リハビリテーション科学コースにおいては、講座区分)に応じ次に掲げる単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>先端看護科学コース 153単位 先端リハビリテーション科学コース(理学療法学講座) 145単位 先端リハビリテーション科学コース(作業療法学講座) 148単位 総合医療科学コース 145単位</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第3年次に入学した者</u>については、<u>2年以上在学して</u>、第2年次に入学した者については、3年以上在学して、学部の定めるところにより、所定の単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>(中 略)</p> <p>第26条 在学期間は、医学科にあつては10年(同一年次においては、3年)、人間健康科学科にあつては8年を超えることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>人間健康科学科の第3年次に入学した者の在学期間は、4年を、同学科の第2年次に入学した者の在学期間は、6年を超えることができない。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>第24条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第2年次に入学した者については、3年以上在学して、学部の定めるところにより、所定の単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>第26条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、人間健康科学科の第2年次に入学した者の在学期間は、6年を超えることができない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行の日前に第3年次に入学した者については、なお従前の例による。</p>